

津久見市浸水対策事業補助金交付要綱

(令和 6 年 3 月 19 日条告示甲第 9 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、自然災害等による浸水被害の軽減を図るため、住宅の所有者等が行う宅地のかさ上げ工事等に対し支援措置を講じることにより、市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らし続けられるための生活基盤である住宅の安全を確保することを目的とし、津久見市浸水対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、津久見市補助金等交付規則(昭和 39 年規則第 9 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 一戸建ての住宅又は併用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。）その他市長が適当と認める用途に供する建物をいう。
- (2) 宅地 住宅等の敷地となっている土地又は住宅等の敷地とする予定の土地をいう。
- (3) 浸水対策事業 次のいずれかに該当する事業をいう。
 - ア 住宅の基礎のかさ上げをする工事
 - イ 住宅の敷地の盛土をする工事(盛土に係る擁壁等構造物の築造を含む。)
- (4) 補助対象区域 津久見市立地適正化計画に定める居住誘導区域内において次のいずれかに該当する区域にある宅地
 - ア 過去に内水氾濫による床下床上浸水の被害を受けた実績のある区域
 - イ 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 53 条第 2 項に基づく基準水位が 0.5 メートルを超える区域若しくは水防法施行規則(平成 12 年建設省令第 44 号)第 2 条第 4 項に規定する浸水した場合に想定される水深が 0.5 メートルを超える区域(以下「浸水想定区域」という。)
 - ウ その他浸水による被害軽減のため浸水対策が必要として市長が認めた区域

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 住宅の所有者(所有する予定の者を含む。)又は居住者(居住する予定の者を含む。)
- (2) 市税等を滞納していない者

- (3) 暴力団(津久見市暴力団排除条例(平成23年条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が補助対象区域内で行う浸水対策事業とする。ただし、居室の床面の高さを50センチメートル以上引上げる事業に限る。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、補助対象者が行う補助対象事業に要する費用の額とする。ただし、地盤改良に要する費用は含まない。

- 2 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。
- 3 前項により算定した補助金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助対象者が行う事業のうち、補助対象事業以外の事業があるときは、当該事業に係る経費を分離して算定するものとする。
- 5 他の浸水対策事業等に関する補助制度を受けている場合、その事業費は補助対象経費に含めないものとする。

(事業認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

- 2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、浸水対策事業補助金事業認定申請書(第1号様式)に、別表第1に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(事業認定の通知)

第7条 市長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは浸水対策事業補助金事業認定通知書(第3号様式)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業認定の変更等)

第8条 前条第1項の認定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ浸水対策事業補助金事業変更等承認申請書(第4号様式)に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、浸水対策事業補助金事業変更等承認通知書(第5号様式)により当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

(事業認定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、浸水対策事業補助金交付申請書(第6号様式)に、別表第1に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、第7条第1項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浸水対策事業補助金交付決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求等)

第 13 条 補助事業者は、第 12 条第 1 項の規定による通知を受けたときは、浸水対策事業補助金交付請求書(第 8 号様式)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。
(代理受領)

第 14 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、当該工事を行った者(以下「施工業者」という。)に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

ただし、補助事業者が、当該補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、施工業者に対して支払っている場合は、当該補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を委任する補助事業者は、第 11 条第 1 項の規定による補助金額の確定後に、浸水対策事業補助金の受領に関する委任状(第 9 号様式)により施工業者に補助金の交付の受領を委任するものとする。

3 代理受領により補助金の交付を受けようとする施工業者は、第 12 条第 1 項の規定による補助金額の確定後に、浸水対策事業補助金交付請求書(代理受領)(第 10 号様式)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った施工業者に補助金を交付するものとする。

5 前項の規定による交付があった時は、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(返還)

第 15 条 市長は、第 12 条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(報告、調査及び検査)

第 16 条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係、第 1 0 号関係)

事業認定申請添付書類	交付申請添付書類
1 申請者の住民票の写し 2 位置図(住宅地図など) 3 現況配置図(建物の高低差が分かるもの) 4 現況写真 5 計画配置図(敷地の高低差、事業範囲、建物位置がわかるもの) 6 平面図、断面図(引上げ高さが分かるもの) 7 工事仕様書など事業内容が確認できる資料 8 見積書の写し 9 工事請負契約書の写し 10 浸水対策事業に係る同意書(第 2 号様式)(申請者が所有者でない場合) 11 その他市長が必要と認める書類	1 費用の支払を確認できる領収書又はこれに代わるもの 2 工事写真(完了、引上げ高さが分かるもの) 3 その他市長が必要と認める書類

第 1 号様式(第 6 条関係)

浸水対策事業補助金事業認定申請書
[別紙参照]

第 2 号様式(第 6 条関係)

浸水対策事業に係る同意書
[別紙参照]

第 3 号様式(第 7 条関係)

浸水対策事業補助金事業認定通知書
[別紙参照]

第 4 号様式(第 8 条関係)

浸水対策事業補助金事業変更承認申請書
[別紙参照]

第 5 号様式(第 8 条関係)

浸水対策事業補助金事業変更等承認通知書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 10 条関係)

浸水対策事業補助金交付申請書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 11 条関係)

浸水対策事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 13 条関係)

浸水対策事業補助金交付請求書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 14 条関係)

浸水対策事業補助金の受領に関する委任状

[別紙参照]

第 10 号様式(第 14 条関係)

浸水対策事業補助金交付請求書（代理受領）

[別紙参照]